

公募型見積り合わせ「オープンカウンター」実施のお知らせ

公正取引委員会では、競争性の更なる向上等を目的として、平成29年1月以降、物品調達等の一部（少額案件）について、「オープンカウンター」を実施いたします。

オープンカウンターを実施する案件については、随時、公正取引委員会ホームページの「調達情報」及び官房総務課会計室カウンターにおいて、見積依頼書、仕様書等を公開します。

見積り合わせに参加しようとする者は、別添の「オープンカウンター参加説明書」及び公開する見積依頼書、仕様書等に従って、見積り合わせに御参加ください。

※「オープンカウンター」とは、少額の物品調達等の見積り合わせにおいて、発注者が見積りの相手方を特定することなく、調達内容、数量等を公開し、見積り合わせに参加を希望する者から見積書の提出を募り、契約の相手方を決定する方式をいいます。

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係 電話 03-3581-5474（直通） |
| ホームページ | http://www.jftc.go.jp/ |

オープンカウンター参加説明書

1 対象案件

少額の物品購入、物品製造（印刷を含む。）及び役務の提供

2 対象案件の公開

対象案件の公開は、当委員会ホームページの掲載、官房総務課会計室内の掲示等により行う。公開する事項は、案件番号、案件名、数量、仕様書及びその他特記事項とする。

3 参加資格

見積り合わせに参加することができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」で、競争参加資格を有する者であること。ただし、競争参加資格を有しない者でも、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認める場合もある。
- (2) 対象案件ごとに見積り合わせの参加に必要な資格を設定している場合は、当該資格を有する者であること。
- (3) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (4) 内閣府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

4 見積書の提出

- (1) 見積り合わせに参加する者は、当委員会ホームページ等で公開したオープンカウンター参加説明書、見積依頼書、仕様書等に従って、見積書を作成しなければならない。この場合において、見積依頼書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。なお、見積書提出後、これらについて不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書の様式は任意（見積依頼書において、様式、記載方法等が示されている場合はそれによるものとする。）とするが、記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額とする。
- (3) 見積書は、支出負担行為担当官が示した日時までに提出しなければならない。
- (4) 見積書は、持参のほか、郵便により提出することができる。郵便により見積書を提出する場合は、封筒表に「見積書在中」と朱書きし、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

- (5) 見積書の写しをファクシミリ又は電子メールにより提出することで見積り合わせに参加することができる。見積書の写しをファクシミリ又は電子メールにより提出した者が契約の相手方に決定した場合には、見積書の原本を提出しなければならない。
- (6) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。
- (7) 見積書作成、提出等に係る費用は、全て見積り合わせに参加する者が負担する。
- (8) 見積書提出の際に、上記3(1)及び(2)の参加資格を持つことを証明する書類の写しを提出しなければならない。ただし、上記3(1)の参加資格を持つことを証明する書類の写しについては、同一年度においてオープンカウンター方式による調達に複数回参加する者は、2回目以後は提出する必要はない。

5 見積りの無効

次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 見積依頼書に示した見積り合わせの参加に必要な資格のない者が提出した見積書
- (2) 提出期限までに提出されなかった見積書
- (3) 記名押印を欠く見積書
- (4) 金額を訂正した見積書で、その訂正について訂正印のない見積書
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (6) 明らかに連合によると認められる見積書
- (7) 同一の案件について2通以上提出された見積書
- (8) 上記のほか、当委員会の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備せず提出された見積書

6 契約の相手方の決定

- (1) 見積り合わせは、原則、見積書提出期限の日に当委員会の契約事務に関係のない職員立会いの上、非公開で行い、有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を見積もった者を契約の相手方とする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格見積者が2者以上あるときは、くじ引きで決定する。くじ引きの日程は、当該見積者に電話等で速やかに通知し、参加することができない場合は、その者に代わって当委員会の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積り合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知するほか、当委員会ホームページにおいて、案件名、契約者名及び契約金額を公表する。
- (4) 契約の相手方を決定するために必要な場合は、見積り合わせに参加した者に対し、追加資料の提出を求めることがある。

7 契約の締結等

- (1) 契約の相手方に決定した者は、契約書の作成を要する場合においては、支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各

号に規定する行政機関の休日を含まない。)にこれを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- (2) 契約の相手方に決定した者が前項に規定する期間内に記名押印した契約書の案を提出しないときは、当該者の見積りはその効力を失う。
- (3) 契約の相手方に決定した者が契約を結ばないときは、損害賠償の請求等を受けることがある。
- (4) 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等、不正不誠実な行為をした場合には、契約の解除、損害賠償の請求等を受けることがある。

以 上